大阪府委託役務関係一般競争入札実施要綱（電子）

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府が大阪府電子調達システムを用いて行う委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施対象）

第２条　この要綱の対象は、次に掲げる契約に係る一般競争入札とする。ただし、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約をいう。）に係る一般競争入札を除く。

(1) 委託契約又は請負契約（建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係るものを除く。）で予定価格が 100 万円を超えるもの

(2) 物件の借入契約で予定価格が 80 万円を超えるもの

（公告）

第３条　大阪府総務部契約局長（以下「契約局長」という。）は、委託役務に関する入札情報を電子調達システム（http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/。以下「システム」という。）により公告する。

（公告事項）

第４条　入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札の方法等

(3) 入札参加資格

(4) 入札参加資格確認申請手続

(5) 入札手続等

(6) 電子入札執行及び契約担当部局の名称及び問い合わせ先

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（予定価格等の公表）

第５条　予定価格及び低入札価格調査基準価格は、消費税相当額を除いた金額で、原則として公表する。この場合において、公表の日は、当該入札案件の公告の日とし、システムにより公表する。

（入札参加資格）

第６条　一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　入札案件の公告日において、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の６第１項の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を有するもの。ただし、入札案件毎に公告する、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請受付期間において当該申請の受付を完了し、一般競争入札参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者を含む。

(2)　入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ　大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(3)　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第 13 条第１項第１号に掲げる電子証明書を取得し、及びシステムを利用するための登録をシステムにより完了している者

(4)　前３号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

（入札への参加）

第７条　一般競争入札に参加しようとする者は、第４条の規定により公告する内容に従い入札参加資格確認申請をしなければならない。

２　前項の入札参加資格確認申請は、システムにより行わなければならない。

（入札の辞退）

第８条　前条第１項の入札参加資格確認申請をした者は、入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届をシステムにより提出しなければならない。ただし、一旦、辞退したときは、それを撤回し、又は再度当該申請を行うことができない。

２　入札締切時間を過ぎても入札書がシステムに到達していないときは、当該入札参加

者が入札を辞退したものとみなす。
３　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札参加資格の審査等）
第９条　契約局長は第７条第１項の入札参加資格確認申請を行った者について、大阪府に登録されている情報に基づき、入札参加資格の一部についてシステムによる自動審査を行う。
２　前項に規定する自動審査の結果は、入札参加者に対し参加資格確認通知書をシステムにより交付することにより通知する。

（入札説明書及び仕様書等に対する質問）
第１０条　前条第２項の参加資格確認通知書において、参加資格「有」の通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問をシステムにより行うことができる。
２　前項の質問に対する回答は、システムにより行う。

（入札参加資格確認申請書類の提出及び事後審査）
第１１条　入札参加者は、第４条の規定により公告する内容に基づき、契約局長が指定する日時及び場所に、必要な入札参加資格確認申請書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。当該申請書類を提出しない者の行った入札は、無効とする。
２　前項の規定により提出された申請書類に不足又は不明瞭なものがあるときは、指定した期日までに追加資料を求めることがある。この場合において、これに応じない者がした入札は、無効とする
３　契約局長は、開札後、第９条第１項に規定する自動審査を行った入札参加資格の確認及びそれ以外の入札参加資格の審査を行う。

（入札方法）
第１２条　入札は、大阪府電子入札心得（委託役務関係）（以下「心得」という。）に基づき実施する。
２　心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第４条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

（入札保証金等）
第１３条　入札保証金は、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 61 条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 105 に相当する金額の 100 分の２に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1)　大阪府入札参加停止要綱　別表 13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2)　大阪府入札参加停止要綱　別表６（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3)　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4)　死亡・傷病・退職により配置予定者等[注)]が欠けるため契約を締結しない場合

注）配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

（入札結果の公表）

第１４条　入札結果の公表は、落札決定後にシステムにより行う。

（その他）

第１５条　この要綱に定めのない事項は、心得及び入札案件毎に定める一般競争入札説明書による。

附　則

この要綱は、平成２０年１月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年８月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。